

介護保険適用利用料金 (自己負担割合 1割の場合)  
 通所介護利用料(介護保険適用部分) ・ サービス提供時間：3時間以上4時間未満  
 ( 令和3年4月1日改定 )

基本利用料	要介護	負担額(通常規模)	介護度	負担額(通常規模)
	要介護1	395円/回	要支援1 もしくは週1回程度の要支援2	1793円/月
	要介護2	452円/回		
	要介護3	512円/回		
	要介護4	569円/回	要支援2	3675円/月
	要介護5	628円/回		

項目又は名称		利用者負担額	項目又は名称	利用者負担額
加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)□	92円/回	運動機能向上加算	242円 月に1度
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	22円/月	口腔機能向上加算 ※4	161円 月に1度
	生活機能向上連携加算(機能訓練加算なし)※8	215円/月	選択的サービス複数実施加算	515円 月に1度
	生活機能向上連携加算(機能訓練加算あり)※8	108円/月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	
	ADL維持等加算(Ⅰ)※5	33円/月	要支援1	95円 月に1度
	入浴介助加算(Ⅰ)	43円/回	要支援2	189円 月に1度
	入浴介助加算(Ⅱ)※3	59円/回	生活機能向上連携加算(運動機能向上加算なし)※8	215円 月に1度
	口腔機能向上加算 ※4	161円/月	生活機能向上連携加算(運動機能向上加算あり)※8	108円 月に1度
	中重度ケア体制加算 ※6	49円/回	生活機能向上グループ活動加算	108円 月に1度
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円/回	事業所評価加算 ※7	129円 月に1度
	科学的介護推進加算	43円/月	科学的介護推進加算	43円 月に1度
	新型コロナウイルス感染症への対応(令和3年9月30日まで)	※9		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	※1	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	※1
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	※2	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	※2

- ※1 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(ア)1000分の59に相当する単位数。
- ※2 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(ア)1000分の12に相当する単位数。
- ※3 利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。また、他職種と連携し環境整備に係る助言を行い個別の入浴計画を作成したときに加算する。
- ※4 口腔機能が低下している利用者に個別に口腔機能向上を目的として指導・実施した場合3ヶ月以内に限り加算します。(延長の可能性あり)
- ※5 利用者全員にBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し厚生労働省に提出している、かつADL利得の上位及び下位1割を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上あると加算します。
- ※6 指定基準に規定する介護・看護職を常勤換算で2以上確保し要介護度3以上の割合が30%以上であり提供時間を通じて看護職を1以上確保している場合に加算となる。
- ※7 国保連からの通知(改善率)により算定
- ※8 外部のリハビリ専門職等と共同でアセスメントや計画書作成を実施する場合の加算となる。また、個別機能訓練加算・運動機能向上加算の算定がある場合は100/月、算定がない場合は200/月となる。
- ※9 厚生労働省が定めた単位数の1000分の1